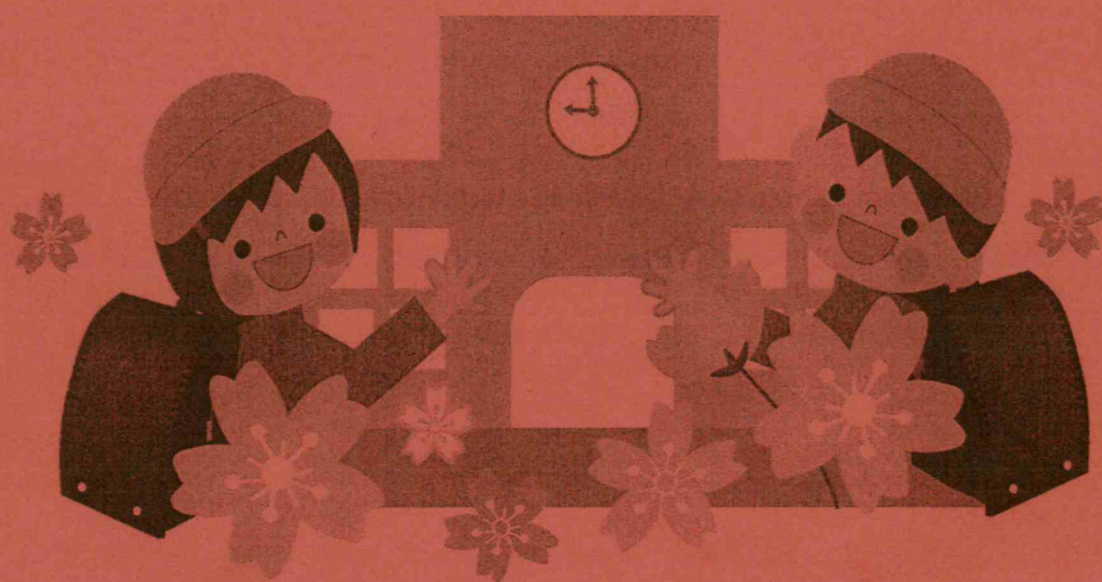


令和7年度

入学案内



令和7年2月5日（水）

狭山市立入間川東小学校

入 学 準 備 説 明 会 日 程

◆ 期日 令和7年2月5日(水)

◆ 会場 体育館

〈受付〉 午後1時15分～1時30分

〈説明会〉 午後1時45分～2時45分

- (1) 学校長あいさつ
- (2) PTA会長あいさつ
- (3) 学務課からのお知らせ
- (4) こども支援課からのお知らせ
- (5) 入学にあたって
 - ・入学にあたっての留意点
 - ・入学前に身につけたいこと
 - ・保護者の方へお願い
 - ・日課表について
 - ・登下校の安全について
 - ・学校保健について
 - ・特別支援教育について
 - ・学校給食について
 - ・学用品等の準備について
 - ・就学援助について
 - ・お迎え当番について
- (6) 入学式について
- (7) 緊急メール登録について
- (8) 質疑・応答

☆ 諸連絡

〈通学班及びお迎え当番表作成〉

午後2時45分から3時30分頃(体育館前方)

☆ 地区毎に集まり、責任者を決め、責任者が中心になって進行してください。

☆ 地区毎のフェルトをお受け取りください。

〈学用品購入〉

午後3時30分頃～午後4時頃(体育館後方)

☆ お迎え当番表が作成できた地区からそれぞれ学用品を購入し、流れ解散です。

◆ あわてず、貴重品に留意し、購入品や持ち物をよくご確認ください。

目指す学校像

目指す教師像

笑顔あふれる入間川東小学校

学校教育目標 (目指す児童像)

- (1) 安全・安心な学校（心身共に健康に）
- (2) 一人一人を認める学校（個々のよさを認める）
- (3) あいさつし合えるさびやかな学校
- (4) 児童の美意識、敬愛心、保護者、地域で育つ児童の成長（児童の成長が私たちの喜び）

「笑顔」に向かって

「進みつつある教師のみ 人を教うる権利あり」

- (1) 児童・保護者・地域・来校者からの信頼される教師
- (2) 児童の安全・安心を確保できる教師
- (3) あきらめず目標の壁を乗り越え伝える教師
- (4) 組織の一員として、学校経営への参画意識をもつ、自ら行動できる教師

(1) かんがえ 【知】

(かんがえる子)

- ・話をよく聞く
- ・自分の考えをもち、伝えることができる
- ・目標をもって、行動できる
- ・家庭学習(自主学習)ができる

(2) なかよく 【徳】

(なかよくする子)

- ・家族、友達、学級、学校、地域を大切にできる
- ・場に応じたあいさつができる
- ・きまりを守る
- ・時間を大切にできる

(3) たくましく 【体】

(たくましい子)

- ・かいつばい運動ができる
- ・時間いっぱいがんばる
- ・苦手なことにもあきらめずに挑戦する
- ・規則正しい生活ができる

(1) 学力の向上

「狭山市学力向上プロジェクト」の活用」

- ① 「分かった」「できた」を実感できる授業の実践
- ② 基礎基本の確実な定着
- ③ 学習指導要領の趣旨に基づいた授業実践

指導の重点

(3) 健康・体力の向上

- ① 健康でたくましい体づくり
- ② 基本的生活習慣の定着

(4) 危機管理に強い学校づくり

- ① 職員事故「ゼロ」運動の推進
- ② 安全点検の実施と日々の環境点検
- ③ 安全教育の推進
- ④ 危機管理体制の整備

(5) 開かれた学校づくりの推進

- ① 「滑らかな接続」を目指した幼・保等との連携
- ② 9年間を見通した小中連携教育の推進
- ③ 家庭・地域との連絡を密にした連携の推進
- ④ 地域の教育資源の活用
- ⑤ コミュニティ・スクール「入間川東小」の推進

◎ 働き方改革の推進

- ① 家庭の有効活用
- ② 会議の効率化の推進
- ③ 在校時間短縮の取組
- ④ 教育活動の充実

年間の主な行事（予定は変更することがあります。ご承知おきください。）

4月	始業式 入学式 懇談会 健康診断 1年生を迎える会
5月	体力テスト 表札訪問 引き渡し訓練
6月	校内硬筆展 ミニバス大会（6年）
7月	授業参観・懇談会 終業式 個人面談
8月	夏季休業日
9月	始業式 東っ子まつり
10月	市内体育大会（5, 6年） 運動会
11月	市内音楽会（4年） 宿泊学習（5年） 修学旅行（6年）
12月	校内図工展 終業式
1月	始業式 校内書き初め展
2月	授業参観・懇談会
3月	6年生を送る会 卒業式 修了式

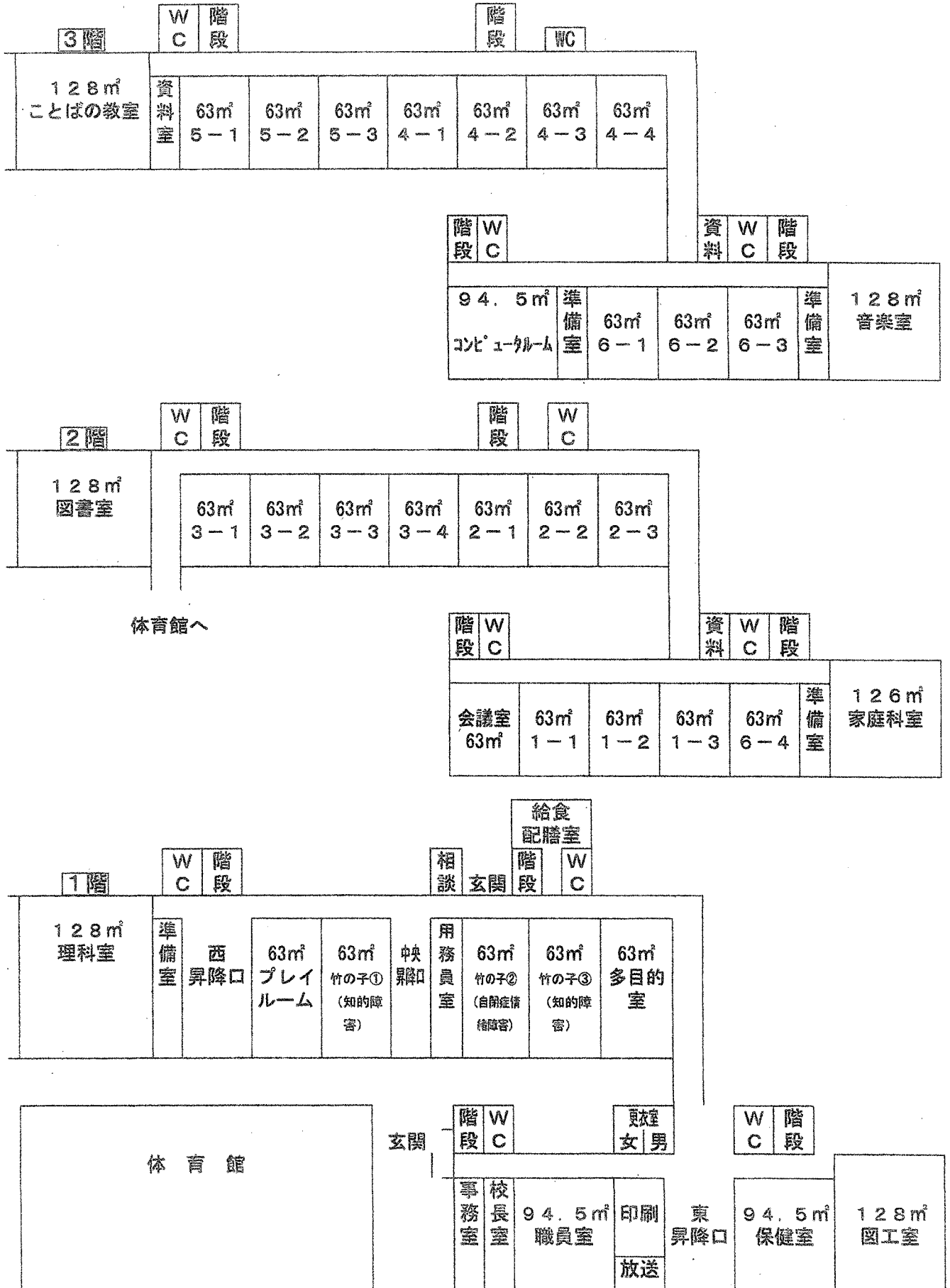
在籍児童数・学級数(令和7年4月予定)

学年	1	2	3	4	5	6	竹の子	計
児童数	75	82	108	109	99	114	17	604
学級数	3	3	4	4	3	4	3	24
難聴・言語障害通級指導教室（ことばの教室）								

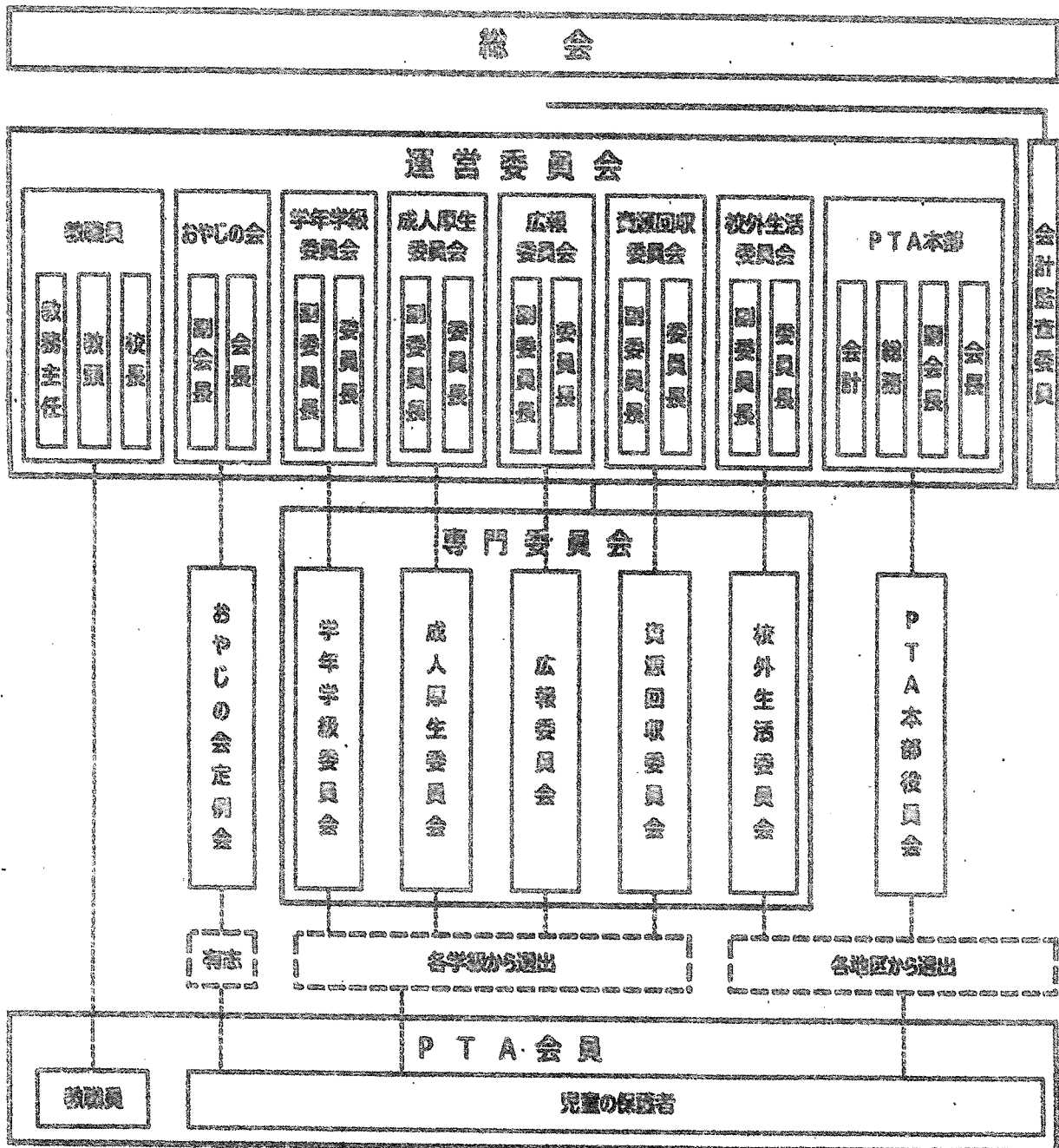
※竹の子…特別支援学級（知的障害学級、自閉症・情緒障害学級）

クラブ・委員会活動（令和6年度）

クラブ	バスケットボール バドミントン・ソフトバレーボール 卓球 ドッジボール							
	器楽 手芸 陸上・鉄棒・なわとび タブレット イラスト							
委員会	バトン・ダンス 科学 盤ゲーム サッカー 創作							
	栽培 放送 新聞・掲示 図書 保健 運動 給食 美化・福祉 情報 音楽 代表							



狭山市立入間川東小学校PTA組織図



(参考)

狭山市立入間川東小学校PTA会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、狭山市立入間川東小学校PTAと称する。

2 本会の事務所は、狭山市立入間川東小学校（以下「学校」という。）内に置く。

(活動目的)

第2条 本会は、会員相互の協力により、学校に在籍する児童（以下「児童」という。）の幸福及び教育の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 家庭、地域、学校の相互理解及び協力に関すること
- (2) 児童の健全育成及び生活環境の向上に関すること
- (3) 会員相互の教養の習得及び交流促進に関すること
- (4) 学校、関係諸団体等が行う活動への参加協力に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するための活動に関すること

(方針)

第4条 本会の運営は、会員全体の意見に従って行われ、営利を求めず、いずれの宗教・政党及び思想にも偏らず、また、どのような団体の支配や干渉も受けないものとする。

(参加協力)

第5条 本会は、狭山市PTA連合会会則に定める狭山市PTA連合会（以下「連合会」という。）に加盟し、その活動に参加協力する。

(会員)

第6条 本会の会員は、児童の保護者（保護者に代わる者を含む。）及び学校職員とする。

2 会員は、次に掲げる権利と義務を有するものとする。

- (1) 本会の活動に参加する権利及び義務
- (2) 会費納入の義務

(機関の設置)

第7条 本会は、次に掲げる機関を設置する。

- (1) 議決機関として、総会及び運営委員会を設置する。
- (2) 執行機関として、PTA本部及び専門委員会を設置する。
- (3) 監査機関として、会計監査委員を置く。
- (4) その他の機関として、特別委員会を設置することができる。

(総会に関する通則)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員で構成し、会長が招集する。

2 会長は、総会の招集について全会員に20日前までに通知しなければならない。

3 総会は、会長が議長に、PTA本部役員が記録進行等にあたるものとする。

(総会の種類及び開催時期)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年1回、年度末より60日以内に開催するものとする。

3 臨時総会は、次に掲げる要件に該当する場合、開催することができる。

- (1) 全会員の5分の1以上の連署による要求が会長に提出された場合
- (2) 運営委員会委員の出席者の4分の1以上の要求があった場合
- (3) 会計監査委員から要求があった場合

(総会の成立及び議決要件)

第10条 総会は、全会員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

(総会の審議事項)

第11条 総会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 活動計画及び予算に関すること
- (2) 活動報告及び決算の承認に関すること
- (3) 会則の変更に関すること
- (4) 役員の承認に関すること
- (5) その他、重要事項の決定に関すること

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次に掲げる活動を行う。

- (1) 総会に提出する議案等の作成に関すること
- (2) 事業の企画立案、運営及び評価に関すること
- (3) 学校、PTA本部、専門委員会の情報共有及び連絡調整に関すること
- (4) 細則の制定、改廃に関すること
- (5) その他、本会の運営に関すること

2 運営委員会は、次に掲げる者（以下「運営委員会委員」という。）をもって構成する。

- (1) PTA本部役員（全員）
- (2) 学校職員（校長、教頭、教務主任）
- (3) 各専門委員会委員（正副委員長）
- (4) おやじの会（正副会長）

3 運営委員会は、会長が招集し、かつ議長に、PTA本部役員が記録進行等にあたるものとする。

4 運営委員会は、原則として毎月1回、定例に行うものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、随時に開催することができる。

5 運営委員会は、運営委員会委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

(PTA本部)

第13条 PTA本部は、本会の最高執行機関であり、次に掲げる活動を行う。

- (1) 総会、運営委員会に提出する議案等の作成に関すること
- (2) 事業の企画調整、運営及び評価に関すること
- (3) 文書の整理保管に関すること
- (4) 経理に関すること
- (5) 連合会及び学校等が主催する事業への参加協力に関すること
- (6) その他、本会の運営に関すること

2 PTA本部は、次に掲げる者（以下「PTA本部役員」という。）をもって構成する。

- (1) 会長は1名とし、本会を代表し、その活動を指揮監督する。
- (2) 副会長は2名とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 総務長は1名とし、総務部門を統括する。
- (4) 総務は3名とし、議案等の作成、事業の企画調整、文書の保管、その他本会の庶務を行う。
- (5) 会計長は1名とし、経理部門を統括する。
- (6) 会計は1名とし、予算管理、決算書の作成等の経理を行うとともに、新年度予算書の作成について協力する。

3 PTA本部役員は、児童の保護者から選出することとし、その方法は別に細則を定める。

4 役員の任期は、1年とする。なお、再任はこれを妨げない。

5 PTA本部役員会は、原則として、運営委員会と同日に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、随時に開催することができる。

(専門委員会)

第14条 専門委員会は、PTA本部に次ぐ執行機関であり、次に掲げる各専門委員会を置く。

- (1) 学年学級委員会は、PTA活動を円滑に進めるとともに、児童の学校生活を支援するため、学年及び学級相互の連絡調整等を行う。
- (2) 成人厚生委員会は、全会員が児童の健全育成に向けた教養を習得するため、学習機会を提供するとともに、会員相互の交流促進を行う。
- (3) 広報委員会は、会員相互の意見交換を促進するため、学校教育並びにPTA活動に関する情報の集約し、広報紙を制作発行する。
- (4) 資源回収委員会は、学校教育設備の整備及び児童の福祉向上に貢献するため、資源の回収を行う。
- (5) 校外生活委員会は、児童相互における自主的集団生活の環境を向上させるため、通学指導及び保護者相互の連絡調整等を行う。

2 専門委員会の正副委員長は、委員の互選とする。

3 専門委員会委員の選出方法及び任期は、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。

(会計監査委員)

第15条 会計監査委員は、本会の監査機関であつて、会計及び財産に関する監査を行う。

2 会計監査委員は3名とし、その選出方法及び任期は、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 会計監査委員は、必要に応じて会計及び財産に関する監査を行うことができる。

(特別委員会)

第16条 本会は、次に掲げる活動を行うため、総会または運営委員会で必要と認められた場合に、特別委員会を設置することができる。

(1) 学校の周年的事業の実施に関すること

(2) その他、本会の活動に関すること

2 特別委員会の委員定数、選出方法及び任期は、別に細則で定める。

(経理)

第17条 本会の活動経費は、会費、繰越金、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、会員1世帯当たり年額2,390円とする。ただし、会員に特別な事情があるときは、会長は会費の全部または一部を免除することができる。

3 前項に定める会費の免除に関する事項は、別に細則を定める。

4 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

5 予算管理は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

6 決算は、会計が作成し、年度終了後に会計監査委員による監査を受け、総会に報告し、その承認を得なければならない。

7 PTA会費は5月に徴収する。口座振替による場合には、振込手数料10円を併せて徴収する。徴収後の転入生は改めて徴収しない。また、1学期終了前に転校する者は、最終登校日から1週間前までに本部役員にその旨を伝え、半額返金することができる。それ以降の転校生は、返金しないものとする。

(慶弔)

第18条 会員に生じた慶弔に対しては、その意を表するものとし、その方法は、別に細則を定める。

(表彰)

第19条 本会の発展に著しく貢献した個人や団体に対しては、その意を表するものとし、その方法は、別に細則を定める。

(会則の改正)

第20条 本会の会則は、総会の議決により改正することができる。

2 本会の細則は、運営委員会の議決により改正することができる。

(個人情報保護方針)

第21条 本会が取得・保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより、活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する個人の権利を保護する。

1 本会は個人情報に関する法令、政令、条例、国が定める方針、その他規範を遵守し個人情報の保護に努める。

2 本会は事業の範囲内でのみ、適切な個人情報の取得、利用及び提供を行い特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを行わない。

3 個人情報を取得する場合には、利用目的を明示したうえ、利用目的の範囲内で使用する。

4 本会はお預かりした個人情報に対して、その取扱いにおけるご本人からの相談や苦情訂正や利用停止には、適正に、かつ速やかに対応する。

5 本会は個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失または毀損に対し適切な予防策ならびに是正策を講じる。

6 本会は上記の措置を講じるため、本方針を定め、これを役員・委員に徹底するとともにそれらが守られるような措置を行う。

附 則

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年1月30日から施行する

附 則

この会則は、平成元年2月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月1日から施行する。

(参考)

狭山市入間川東小学校PTA役員の選出に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、狭山市立入間川東小学校PTA会則（以下「会則」という。）第13条第3項、第14条第3項及び第15条第2項の規定により、PTA本部役員、専門委員会委員及び会計監査委員（以下「PTA役員」という。）の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(会員の義務)

第2条 会員は、会則第6条第2項第1号の規定に基づき、児童1人につき1回、PTA役員を務めなければならない。ただし、特段の事情があると、会長が認めた場合を除く。

(PTA本部役員の選出方法)

第3条 PTA本部役員候補者の選出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) PTA本部役員候補者9名の選出は、次に定める方法により選出するものとする。

① 7名にあっては、田中地区、峰地区、旭町地区、菅一地区、菅二地区、菅三地区、祇園地区（以下「各地区」という。）から1名ずつ選出する。ただし、選出を行う年度の10月1日において、各地区の会員世帯数が30に満たない場合は、選出を免除することができる。

この場合は、各地区のうち最も家庭数の多い地区において2名選出するものとする。

② 1名にあっては、副会長が再任する。

③ 1名にあっては、当該副会長が会員の中から推薦する。

(2) 前号①の規定により選出された者は、次に掲げるいずれかの役職に就くものとし、その方法は、候補者の互選によるものとする。

① 副会長（1名）

② 総務（4名、うち1名は総務長とする。）

③ 会計（2名、うち1名は会計長とする。）

(3) 第1号②及び③の規定により選出された者は、会長または副会長に就くものとする。

2 会長は、PTA本部役員候補者を選出する場合は、各地区子ども会育成会に依頼するものとする。

(PTA本部役員推薦委員会の設置及び承認)

第4条 前条の規定によって選出されたPTA本部役員候補者について、総会に推薦するため、PTA本部役員推薦委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 会則第12条第2項第2号に規定する学校職員

(2) 会則第13条第2項第1号及び第2号に規定する会長及び副会長

(3) 会則第13条第2項第1号に規定する会長の職にあった者で、会長が特に必要と認めた者

3 委員会は、会長が招集し、議長にあたるものとする。

4 会長は、PTA本部役員候補者について委員会の承認を受けなければならない。

(専門委員会委員の選出)

第5条 専門委員会委員候補者を選出するため、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 学年学級委員会、成人厚生委員会、広報委員会及び資源回収委員会の委員にあっては、各学級から4名を選出するものとする。

(2) 校外生活委員会の委員にあっては、各地区から1名または2名を選出するものとし、その人数は各地区子ども会育成会に委ねるものとする。

2 前項の規定により選出された委員は、正副委員長を互選するものとする。ただし、学年学級委員会にあっては、正副委員長及び学年代表を互選するものとする。

3 第1項第2号における選出手続きは、第3条第2項の規定を準用する。

4 クラスにより役員未経験者が偏り、各クラスから各専門委員1名ずつを選出できないクラスが発生した場合のみ、役員経験者の中で下に児童がいる者の有志で、下の児童の分として消化することを提案できる。それでも選出できない場合、他クラスの未経験者を集め、クラス単位での役員選出を考えず、その学年からの代表として必要人数を選出する。

(会計監査委員の選出)

第6条 会計監査委員は、各地区の輪番制により、選出するものとする。

2 前項における選出手続きは、第3条第2項の規定を準用する。

(役員選出の免除)

第7条 会則第12条第2項第1号及び第3号、第4号に規定する者は、その者の意向を妨げない範囲において第2条の規定にかかわらず、翌年度以降のPTA役員の選出を免除することができる。

2 総務長は、役員の選出に係る台帳を整備しなければならない。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行し、平成26年度役員選出から適用するものとする。

附 則

この細則は、平成28年5月6日から施行し、平成29年度役員選出から適用するものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月24日から施行し、令和2年度役員選出から適用するものとする。

附 則

この細則は、令和5年3月11日から施行し、令和5年度役員選出から適用するものとする。

(参考)

狭山市立入間川東小学校PTA会員の慶弔に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、狭山市立入間川東小学校PTA会則第18条の規定により、PTA会員の慶弔について、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔)

第2条 会員に生じた慶弔について、次の各号に該当する場合は、本会会計より支出するものとする。

(1) 会員または本校児童が死亡した場合 5,000円

(2) 火災により住居が全焼した場合 5,000円

(3) 教職員が婚姻した場合 5,000円

(4) 教職員が転・退職した場合 3,000円程度の記念品

2 前項の規定にかかわらず、その他の事由により生じた慶弔については、会長の判断により、本会会計より支出することができる。この場合、事後において、運営委員会に報告しなければならないものとする。

(返礼の禁止)

第3条 本慶弔に対する返礼は、受けないものとする。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

入学にあたってのお願い

1 学校が好きになるように

- ・先生の話をよく聞くこと、困ったことは先生に相談することを話してください。
- ・みんなで遊んだり勉強したりすることに期待感をもたせてください。
- ・不安を誘うような言葉をつつしみ、緊張感を和らげてください。

2 安全な登下校のために

- ・入学前に通学路と一緒に歩き、危険箇所を確かめておいてください。

3 入学後の対応

- ・帰宅したら、ゆっくり話を聞いてあげてください。
- ・欠席の場合は、WEB 入力でお知らせください。電話での欠席連絡はご遠慮ください。
- ・健康管理には十分気を付けてください。(特に、早寝・早起き・朝ごはん)
- ・時間割表や連絡帳は、必ず毎日確認してください。(連絡帳にサインか確認印を)
- ・帰宅場所の変更は、下校班が変わるので必ず連絡帳でお知らせください。
特に、学童を欠席する場合は、学童お休みカードで必ずお知らせください。
(土曜日は、学童に行く場合のみ、連絡帳で連絡してください。)
- ・学校から直接習い事に行くのは、ご遠慮ください。

入学前に身につけたいこと

1 挨拶、返事、意思表示

- ・あいさつ（おはようございます）が、言えるようにしましょう。
- ・名前を呼ばれたら、「はい」と返事ができるようにしましょう。
- ・必要なこと（体調、用便）を、自分から話せるようにしましょう。

2 身の回りのこと

- ・衣類を脱いだり、着たり、たたんだりできるようにしましょう。
- ・袋から必要な物を出したり、しまったりできるようにしましょう。
- ・用便やその後の手洗い、うがいが上手にできるようにしましょう。
(学校はほとんどが和式トイレです。)
- ・傘を束ねられるようにしましょう。

3 学習用具の扱い

- ・手紙やプリント等の紙をたたむことや、持ち物の出し入れができるようにしましょう。
- ・ランドセルの扱い方がわかるようにしましょう。

4 生活のリズム

- ・早寝（9時頃までに）、早起き（6時半ごろまでに）の習慣をつけましょう。
- ・洗顔、歯磨き、食事、排便などの習慣をつけましょう。

5 食事のマナー

- ・出された物をバランスよく、好き嫌いなく食べられるようにしましょう。
- ・行儀よく食べ、食器や残菜をきちんと片づけられるようにしましょう。

6 名前の読み書き

- ・自分の名前をひらがなで、縦、横どちらでも読むことができるようにしましょう。

7 下校班

- ・下校班（地区・門・班・フェルトの色）が言えるようにしておきましょう。

8 友達との関わり

- ・友達と仲良く遊べるようにしましょう。
- ・わがままや自分勝手な行動をせずに生活できるようにしましょう。

9 話の聞き方

- ・話している人を見て、話を聞くことができるようにしましょう。

保護者のみなさんへのお願い【学校のきまり】

令和7年 狹山市立入間川東小学校

本校では、子供たちが安全で気持ちよく学習したり、生活したりするために、次のような約束事を決め、指導しています。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

- 1 学年に応じた濃さの鉛筆と消しやすい消しゴムを持たせてください。シャープペンシル、ボールペン等は使いません。学習に集中させるためにも、筆入れや中身が華美にならないようにしてください。

筆入れの中身 ①えんぴつ3～4本（学年に応じた濃さ）②硬筆鉛筆（2本）③赤青鉛筆（1本）
④消しゴム1個（記名ができるよう白く、匂いがいいもの）⑤ネームペン1本
※定規は、折りたたみでないものを使います。（学習に集中するため）

- 2 携帯電話やスマートフォン、カードゲーム、華美なキーホルダー等、学習に必要な物を持ってきません。また、登校の途中で忘れ物に気づいたとしても、家に取りに帰りません。
- 3 持ち物には、すべて名前を書いておきます。
- 4 学校の欠席・遅刻は Forms の連絡フォームに入力してください。早退や体育の見学をするときは、連絡帳で連絡してください。（感染症を懸念される場合のみ、電話で連絡してください。）
- 5 学童を休むときは、学童お休みカードに記入・捺印をして、担任へ提出してください。
- 6 露出度が高い格好や過度にきらびやかな格好は控えてください。ただし、宗教上の理由や家庭の決まり等で、服装が限定される場合は、必ず各担任に伝えてください。
- 7 脱ぎ着が簡単で活動しやすい服装、走りやすい靴で登校します。長い髪の毛は、束ねるなどして、活動がしやすいように整えます。
- 8 学校では、~~の~~ンカチ、~~の~~イッシュを携帯し、~~の~~札をつけます。（は・て・な）
- 9 上ばきや靴は、かかとをそろえて、げた箱に入れます。
- 10 上ばきを忘れたときは、学校のを貸与します。借りた上ばきは、洗ってお返してください。
- 11 朝会・集会・外で遊ぶ時・清掃のときは、学年帽子をかぶります。忘れた場合は代用などはしません。
- 12 中庭、裏庭、非常階段下、体育小屋裏、体育小屋の中、防球ネットの裏では、遊ばない、走らないよう指導します。
- 13 校庭使用禁止の旗が出ていたら、静かに教室で過ごします。他のクラスや特別教室へは、無断で入りません。
- 14 体育着の下には、下着の着用は可です。衛生面、発達段階等を踏まえて、ご家庭でのお子様へのご指導をお願いいたします。（だらしない格好や運動に適さない格好にならないようにしましょう。学校でも必要に応じて指導します。）
- 15 冬場の体育の服装は、体育着の上にトレーナー（ファスナーやフード、飾りがついていないもの）など動きやすいものを着用させることを許可します。また、必要に応じて長ズボン着用が可能です。
- 16 友達を呼ぶときは、呼び捨てはせず、悪い言葉は使いません。授業の中では、「〇〇さん」と丁寧な呼び方をするように指導します。
- 17 習字の筆は、半紙等でふき、持ち帰ります。ご家庭でよく洗ってください。練習に使った半紙は、新聞紙にはさんで持ち帰ります。
- 18 給食のはし箱を忘れたときは、割り箸を使わせます。次の日、新しい割り箸を持たせてください。
- 19 下校時、児童だけで直接習い事に行くことはしません。（帰宅してから行くようにしてください。）
- 20 下校後、学校に忘れ物をしたときには、原則学校には取りに来ません。どうしても学校に取りに来なければならない場合には、学校に連絡をして、保護者と一緒に取りに来ます。
- 21 学校に遊びに来るとき、大事な物は持ってきません。校庭では、飲み食べはしません。安全に気を付けて遊びます。スパイクなど、校庭を著しく傷つけるものは、使用を禁止します。
- 22 放課後など学校に自転車で来た時は、決められた場所に順序よく並べて置くようにします。

東門→通路側フェンス沿い、西門・正門→体育館東側通路以南

〈校地内は乗りません〉

<子供だけで自転車に乗る範囲>

※国道16号を横断するときは、特に気をつけて乗りましょう。

- 1・2年生→自分の家の近くで乗る。
- 3・4年生→自分の地区の中で乗る。
- 5・6年生→入間川東小学校区内で乗る。

これは、狹山市のきまりに基づくもので、あくまで目安です。学校としては、各家庭のご判断に委ねております。



令和7年度 入間川東小学校 日課表

	A日課 (主に月・火・木)	B日課 (主に水)	C日課 (主に金)	D日課 (主に土)
朝会・授業	8:25~8:40	8:25~8:40	8:25~8:40	8:25~8:40
朝の会	8:40~8:50	8:40~8:50	8:40~8:50	8:40~8:50
1校時	8:50~9:35	8:50~9:35	8:50~9:35	8:50~9:35
2校時	9:45~10:30	9:45~10:30	9:45~10:30	9:45~10:30
業間	10:30~10:50	10:30~10:50	10:30~10:50	10:30~10:40
3校時	10:50~11:35	10:50~11:35	10:50~11:35	10:40~11:25
4校時	11:45~12:30	11:45~12:30	11:45~12:30	帰りの会 11:25~11:35
給食	12:30~1:10	12:30~1:10	12:30~1:10	
歯みがき	1:10~1:15	1:10~1:15	1:10~1:15	
掃除	1:15~1:30	1:15~1:20 簡単掃除	1:15~1:20 簡単掃除	
昼休み (予鈴まで)	1:30~1:50	1:20~1:50	1:20~1:30	
5校時	1:55~2:40	1:55~2:40	1:30~2:15	
6校時	2:50~3:35 (木3:00~3:45)	2:50~3:35	2:25~3:10	
帰りの会	3:35~3:45 (月2:45~2:55)	3:35~3:45	3:10~3:20	
完全下校	3:50 (月3:00)	3:50	金曜日 3:25	11:40

月：算数スキルタイム

火：朝会

水：読書

木：情報タイム

金：国語スキルタイム

※変更する場合があります。

週 授業時間数

主な下校時刻	①A日課4時間(1・2年生)【1:50】
	②A日課5時間/B日課5時間【3:00】
	③A日課6時間/B日課6時間【3:50】
	④C日課4時間(給食後そうじなし下校)【1:30】
	⑤C日課4時間(給食後そうじあり下校)【1:40】
	⑥C日課5時間【2:30】
	⑦C日課6時間【3:25】
	⑧D日課3時間【11:40】

	月	火	水	木	金	土
1年	4	5	5	4	5	3
2年	5	5	5	4	5	3
3年	5	6	5	5	5	3
4年	5	6	6	5/6	5	3
5年	5	6	6	6	6	3
6年	5	6	6	6	6	3

※木曜日について

・4年生 クラブの日が6時間

・5,6年生 委員会とクラブの日が6時間

登下校の安全について

安全な登下校のために、ご家庭や学校で以下のことについて指導していけたらと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

◎交通事故を防ぐために

①交通ルールを守る

右側通行、信号遵守、左右確認、横断歩道を渡る、手をあげて横断する。

②飛び出しの禁止（歩行中も、自転車乗車中も）

◎交通安全に関する新入学児の主な特徴

①一つのものに注意が向くと、他のものが目に入らなくなる。

②大人に比べて視点が低いため、視野が狭くなる。

→予想できない行動を起こします。道路では、大人の目が行き届くようにしてください。

③道路でも大人のまねをしたくなる。

→子供の手本となるような歩き方・自転車の乗り方をお願いします。

④どんなところでも遊び場にしてしまう。

◎日頃の声かけや指導

①毎日の声かけを忘れずに

例：「車に気を付けて」「飛び出しはだめだよ」「寄り道しないでね」「一人にならないでね」

②外では急がないこと

例：「遅くなっても、あわてて帰ってきたらだめだよ」

③けじめのある生活

・「話を聞くときは聞く」といったけじめをつけさせましょう。

④具体的に教える

・通学路をお子さんと一緒に歩いて、信号機や交差点などで気を付けることを具体的に教えてあげてください。事故は一瞬です。日頃から注意をお願いします。

◎不審者からの被害を防ぐためにできること

①出かける時は行き先を伝える。

- ・どこに行くのか。
- ・だれの所に行くのか。
- ・何時に帰るのか。

②もし不審者に会ったときの対応について話し合っておく。

- ・近くの家へ逃げ込む。
- ・近くの人に助けを求める。
- ・「いかのおすし」について理解させる。

い	か	・	・	・	(知らない人に付いて)	い	か	な	い
の	・	・	・	(知らない人の車に)	の	ら	な	い	
お	・	・	・	(あぶないときは)	お	お	き	な	こえをだす
す	・	・	・		す	ぐ	に	げ	る
し	・	・	・	(何かあったら大人に)	し	ら	せ	る	

③登下校は、決まった通学路を通る。

★お迎え当番の期間が終了しても、下校時刻に通学路の見守りをしていただけると助かります。

学校保健について

1 健康な生活を送るために

(1) 基本的な生活習慣を身につけさせてください。

- 早起きをする ○早く寝る ○朝ごはんを食べる
- 歯をみがく ○手洗い、うがいをする
- 鼻をかむ ○ハンカチ・ティッシュを身につける など

* 自分の体調（頭が痛い、気持ちが悪いなど）を伝えられることも大切です。

(2) 登校前の健康観察をしてください。

普段と様子が違うような時は、登校を見合わせることも必要です。ゆっくり休養し、体調が回復してから登校させてください。

家庭での健康観察のポイント

- 発熱や風邪症状の有無 ○顔色 ○食欲 ○排便

欠席・遅刻の連絡について

欠席・遅刻の連絡はWeb入力をお願いします。Web入力についての詳細は、年度当初にお知らせいたします。

体育の見学等、担任に伝えたい連絡について

連絡帳にてお知らせください。なお、お子さんに見られない内容の場合には、学校にお電話ください。

2 保健室について

- ・体調不良やけがに対しての「一時的な休養」「応急処置」の場です。翌日以降の手当てや薬を出すことはできません。
- ・発育や体のこと等、何か心配なことがありましたら養護教諭へご連絡ください。
- ・学校でのけがや急な発熱などの場合は、保護者の方へ連絡をします。速やかに連絡がとれるよう次のことに協力をお願いします。

※連絡には【保健調査票】（黄色い紙）を使用します。

本配布⇒ 入学式当日受付で提出をお願いします

※緊急連絡先（勤務先や携帯電話）や既往歴、予防接種状況等を記入してください。
年度途中で内容に変更があった場合は担任へ連絡をお願いします。

3 日本スポーツ振興センターについて *別紙資料参照

学校の管理下（登校から下校まで）で思わぬ災害を受けた時に、医療費の給付を行う制度です。治療費総額5000円以上（自己負担1500円以上）が対象になり、全員に加入していただいています。新学期に掛け金（年間460円）を集めさせていただきます。

4 出席停止について

学校保健安全法に基づき、集団生活において感染症の蔓延を防ぐためにおこなわれるものです。

◆ 医師の証明書は不要です。

◆ 診断されましたら、速やかに学校へ連絡を入れてください。

出席停止になる主な感染症

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザ
- ・流行性耳下腺炎
- ・水痘
- ・咽頭結膜熱
- ・感染性胃腸炎
- ・その他医師が感染性と認めた病気

5 定期予防接種について

小学校入学前に受けるべき定期予防接種は、原則として無料です。接種対象年齢を超えた場合は、全額自己負担になりますので、必ず接種を済ませてください。

不明な点の問い合わせ先 狭山市保健センター 電話04(2959)5811

6 学校生活管理指導表 *別紙資料参照

「学校生活管理指導表」は医師が記載するものです。提出が必要なお子さんのみ、入学式当日受付で提出をしてください。

特別支援教育について

～一人一人の子どもへのニーズに応じた支援をします～

通常の学級

一斉授業の中で、一人ひとりの子どもに配慮した指導・支援を行い、分かる喜びや達成感を味わうことのできる授業づくりに取り組んでいます。

通級指導教室

通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする子どもたちのために、個別指導（必要に応じてグループ指導）を行っています。ほとんどの学習を通常の学級で受け、数時間、通級指導教室に通います。狭山市内には、4つの通級指導教室があります。

「難聴・言語 通級指導教室」……………本校北校舎3階（5年生の並び）

対象は…発音に誤りがある子

話すとき始めの音がつまって出にくかったり音を引きのばしたりする子

耳の聞こえに課題のある子 など

「発達・情緒 通級指導教室」……………広瀬小学校、狭山台小学校、中央中学校

対象は…順番を守って遊ぶことが苦手な子

感情をコントロールすることが苦手な子

自分の気持ちをうまく伝えることが苦手な子

読み書きに課題のある子 など

特別支援学級 ～竹の子学級～

対象は…読み書きに課題のある子

身辺処理や集団での活動に課題がある子

感情をコントロールすることが苦手な子

自分の気持ちをうまく伝えることが苦手な子 など

本校には「竹の子学級」があります。竹の子学級では、一人ひとりの課題にあった学習内容に取り組み、基本的な学力の定着を図るとともに、生活の中で必要な技能や習慣、自分の思いを相手に伝える力などが身につけられるように支援を行っています。

また、交流学級での朝の会や給食、学年の行事、運動会などの学校行事にも参加し、生活体験を積み重ねる機会を設けています。音楽、英語活動、図工、体育、生活科など、教科の学習も一緒に行うことができます。竹の子学級の子供たちの活動を温かく見守り、応援して頂ければ幸いです。

特別支援学校

狭山特別支援学校（小・中学部）、日高特別支援学校（肢体不自由）、入間わかくさ特別支援学校（高等部）が近くにあり、スクールバスで通いながら、より専門的な指導を少人数グループで受けることができます。地域から通っているお子さんと本校児童との交流（支援籍学習）も適宜行っています。

特別支援学校の先生は、センター的役割を担っており、小学校や中学校にも相談、支援に来ることができます。

☆お子さんのことでご心配なことがありましたら、学校や狭山市立教育センター、特別支援学校で行っている教育相談を利用すると、解決の手立てを得ることができます。

学 校 給 食 に つ い て

1 給食指導のねらい

- ◎児童に栄養のバランスのとれた食事をとらせることにより、健康の増進、体力の向上を図る。
- ◎食事を通して、好ましい人間関係を育成し、児童の心身の健全な発達を促す。
- ◎食べることに興味関心を持たせ、栄養についての指導を行う。

2 食事について

- 1年生は、4月中旬から給食が始まります。給食の時間は、準備、配膳、片付けを含み40分間です。食事をする時間は約20分ですので、食事に時間がかかってしまうお子さんは、少しずつ速く食べられるようにしましょう。
- 給食の献立はバランスの良い栄養がとれるように、いろいろな食品が使われています。調理方法が変わっても、少しずつ食べられるようにしましょう。
- パンの袋やヨーグルトの等の容器のふたが自分で開けられるようにしましょう。また、食事のマナーとして、はしを使って食べたり、お碗をもって食べたりすることができるようにしましょう。

3 食物アレルギーへの対応について

- 入間川給食センターでは、五大アレルゲン（乳・卵・小麦・落花生・そば）の食物アレルギーに対応した食事（除去食）を提供しています。（但し、落花生とそばは、給食の献立に使用していません）必要と思われる方は、学校（TEL04-2952-3118）と入間川給食センター（TEL04-2954-2414）にご連絡ください。
- アレルギー等の事情がある場合、牛乳のみを停止することも可能です。
- 入学後、食物アレルギーに関する調査（給食について）を行います。体質的に合わない食品がある場合には、その際に担任にお知らせください。学校給食アレルギー資料（給食の食材の成分表）が必要な方は、調査用紙に項目がありますので、「必要」の箇所に印をつけてください。

4 給食費について

★本校では給食費の納入について、ゆうちょ銀行からの自動払込を実施しております。

金額・・・・・・・・4月2,150円（1年生のみ） / 5～1月4,300円 / 2月8,600円

払込手数料・・・・一人1件につき10円（保護者負担）

引き落とし日・・・毎月25日（但し8月と3月は引落としを行いません）

※但し25日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日となります

一年生購入品

(A) 学用品一覧表

- * 番号に○印がついているものは、当日購入してください。おつりのないようにご用意ください。
- * ○印のついていないものは、同じようなものがあればそれを使用しても結構です。ただし、①の算数教材、⑦生活科ボードは○印がついていますが、ご兄弟などで同じようなものがありましたら、それをお使いになっても構いません。

NO	品 名	価格 (円)	小計	取扱店
①	算数教材 (単品価格)			
	・さんすうブロック	840		小山日進堂
	・計算カード	350		
②	ノート (こくご 8マス)	200		Tel 2923
	(さんすう T121)	200		-0271
	(じゅうちょう)	170	1,760円	
③	硬筆用鉛筆 (6B) 2本組	180		
④	連絡帳 (10行)	170		
⑤	連絡帳ケース	350		狭山至誠堂
⑥	ひらがなとすうじのおけいこ	420		
⑦	生活科ボード	880		Tel 2932
⑧	ソフト下じき (A4)	300		-0950
9	はさみ	440		
10	のり (液体のり)	170	2,910円	
⑪	ネームペン (油性マジックペン)	110		
⑫	図工クレヨン	690		土金商店
13	油粘土 (軽量)	880		
14	クーピー (12色)	900		Tel 2959
15	工作マット 粘土板	540	3,120円	-3036
	合計 (消費税込み)		7,790円	

(B) 体育着等一覧表

* 番号に○印がついているものは、当日購入してください。おつりのないようにご用意ください。

* ○印がついていないものは、学校指定の物であれば、すでにお持ちの物でも結構です。

* 座布団兼用防災頭巾を手づくりされる場合は、防災用カーテン布地をご使用ください。

	品 名	価 格 (円)	取扱店
①	学年カラー帽子 (赤)	690円	狭山洋品 商業協同組合 担当 ふじや洋品店 Tel 2952 -3333
2	白半袖シャツ (東小マーク・名前用ゼッケン付) <学校指定>	120cm 2,200円 130cm 2,200円 140cm 2,400円 150cm 2,400円	
3	クォーターパンツ <学校指定>	120cm 2,050円 130cm 2,050円 140cm 2,050円 150cm 2,150円	
4	座布団兼用防災頭巾セット 頭巾のみ カバーのみ	3,300円 2,350円 950円	
5	上履き <学校指定>	2,250円	
6	傘 (置き傘用・黄色・手開き) 50cm	530円	ふじや洋品店 Tel 2952 -3333

* (A) ・ (B) ととも当日販売いたしますので一括購入できます。

学用品などの準備について

1 ランドセル

2 名札（入学式当日に PTA から配布されます。）

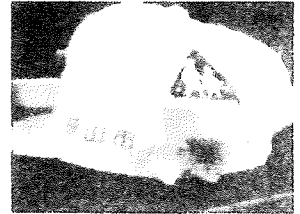
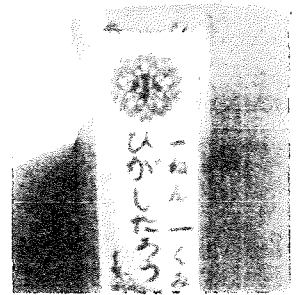
○1年間通して使います。

※買い替える場合は、担任にお知らせください。事務室で購入します。

○表側…名前をひらがなで記入。

学年・クラスは漢数字または数字。

○裏側…住所・保護者氏名・電話番号・血液型を記入。



3 通学用帽子（本日配布）

○本日配布する地区別のフェルトを縫い付けてください。

○学童に通う児童は、赤のフェルトと地区別のフェルトの2枚を縫い付けてください。

4 靴

○通学用の靴…運動しやすいもの（低学年のうちは、ひも靴は避けてください。）

○上履き…体育館履き兼用となります。

※上履きの名前は、足の甲とかかどに書いてください。



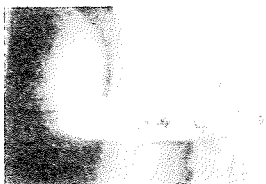
5 傘

○置き傘を含め、2本用意してください。

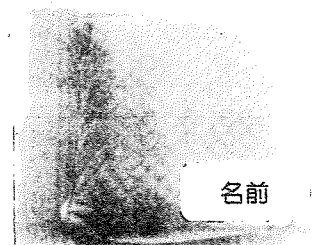
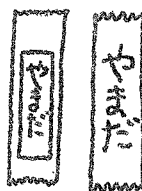
○折りたたみ式でないものにします。

○色は黄色で、ジャンプ傘でないものが望ましいです。

○名前は、柄の上の方に濃くはっきり書いてください。



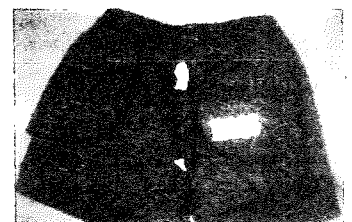
上から見える
ように濃く書いて
下さい。文字の
上にセロテープ
を貼ると消えに
くくなります。



6 防災頭巾

○火災や地震などから身を守るため、児童全員が椅子の座面に敷きます。

○必ず記名をしてください。



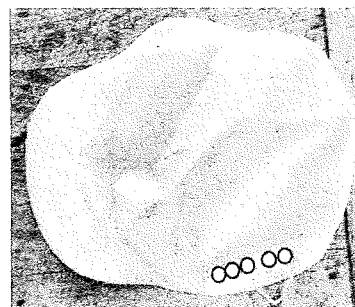
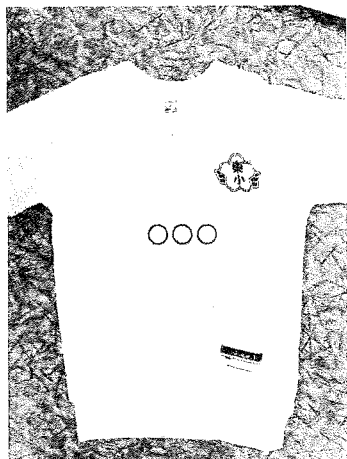
7 体育着・学年帽子・水着

○体育着…学校指定のもの。シャツは、白の半袖。

クォーターパンツは紺色。

クォーターパンツは、裏側に名前が書けますので書いてください。

※体育着は、前と後ろに大きくひらがなで苗字を書いてください。



○学年帽子…学校指定のもの。今年度入学の学年色は「赤色」です。

学年帽子の名前は、裏側（白いほう）に書いてください。

○水着…紺色（無地）で競泳用のもの。

○キャップ…メッシュ地で競泳用のもの。（赤色）

※女子の水着は、セパレートタイプも可。ただし、腰回りにフリルのついているものは不可。

※ゴーグルが必要な場合は、着用できます。

※水着等の注文については、入学後にご案内しますが、個人での購入も可能です。

8 給食関係

○箸箱（はし・スプーン）…入学式当日に狭山市から配付されます。

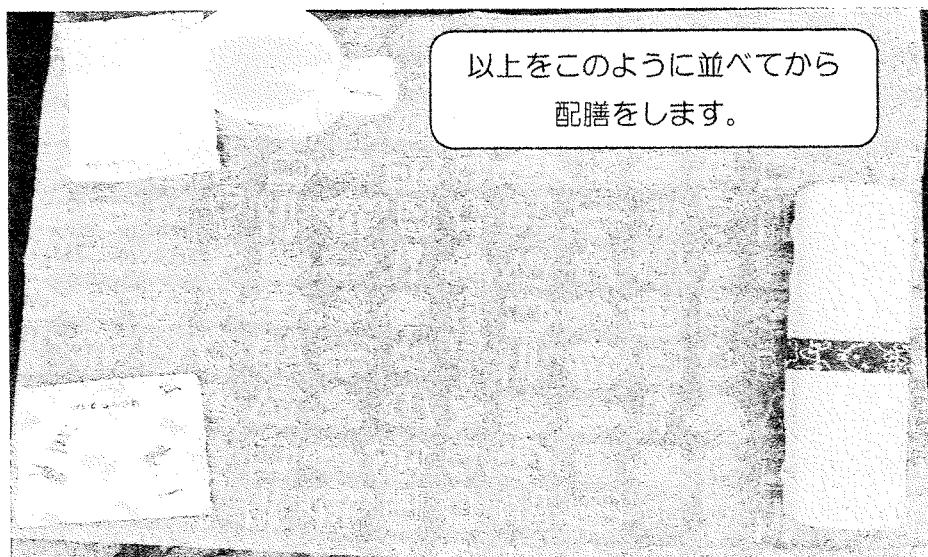
○ランチョンマット…机の上に敷くためのランチョンマットをご用意ください。

（机に合わせた大きさ…縦40cm×横50cm）

○エプロン・マスク・三角巾…配膳時に使用します。

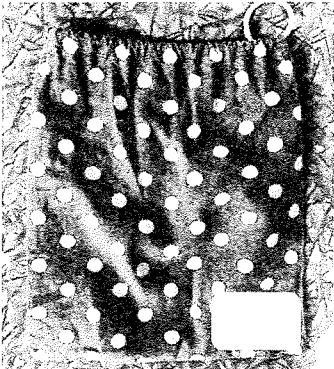
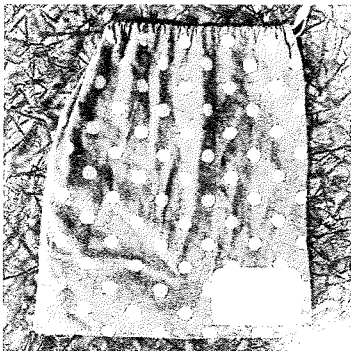
○コップ・歯ブラシ

○給食用ハンカチ…口を拭くために使用します。



9 袋について

○種類別の名称をそれぞれの袋に、氏名の隣に書いてください。

○名称 ・ 中に入れるもの ※大きさや留意点等		
① 体育袋 (たいいくぶくろ) ・ 体育着 ・ 汗ふきタオル (夏季のみ) ※縦40cm×横30cm ※紐が長すぎないように。 	② 給食袋 (きゅうしょくぶくろ) ・ エプロン ・ 三角巾 ※縦35cm×横27cm ※紐が長すぎないように。 	③ 上履き袋 ・ 上履き ※縦28cm×横22cm ※紐が長すぎないように。 ※かさばらない布がよいです。 
④ げつようバッグ ・ ①～④の袋など。 ※縦35cm×横40cm 	⑤ ワンセットぶくろ ・ 液体のり ・ はさみ ・ セロハンテープ ・ クーピー ・ クレヨン ・ さんすうブロック ・ けいさんカード ※机の横に掛けておきます。持ち手は長すぎないように。 ※縦25cm×横30cm 	⑥ 箸箱袋 (はしばこぶくろ) ・ 箸箱 ・ ランチョンマット (縦40cm×横50cm) ・ マスク (歯ブラシ・コップ) ※縦28cm×横18cm ※毎日持ち帰ります。替えのものがあるとよいです。 

※他のお子さんの持ち物との間違えを防ぐため、ひもの色や生地模様などで見分けがつく工夫をしてください。

※紐が長いと床についてしまうので、ご注意ください。

※①～④は、65cm以内

※⑤・⑥は、40cm以内



10 教科書（入学式当日に配布されます。）

○ひらがなで記名してください。記名する前に、落丁乱丁がないか確かめてください。

11 ノート

○指定されたものを使います。本日購入し、ひらがなで記名してください。

12 筆入れ

○あまり大きくないシンプルなものをお選びください。

（缶のケースやファスナーのついたものは好ましくありません。）

○筆入れの中身（すべてに記名をお願いします。）

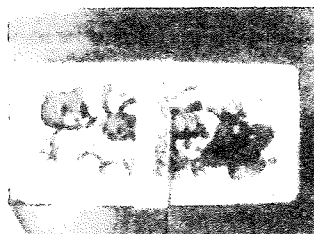
- | | | |
|-----------|------------|----------------------|
| ・硬筆用鉛筆（2） | ・2B鉛筆（3～4） | ・消しゴム（1）※白く、匂いのないもの。 |
| ・ネームペン（1） | ・赤青鉛筆（1） | |

13 その他

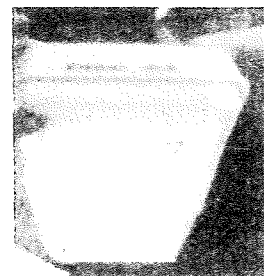
○落としても中のものがこぼれないように平ゴムを付けてください。



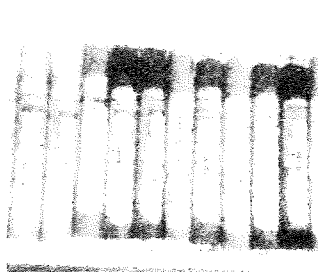
（クレヨンのケースに）



（粘土のケースに）



○小さなものにも、一つ一つ必ず記名してください。



※袋については、入学後担任から連絡があり次第、持たせてください。

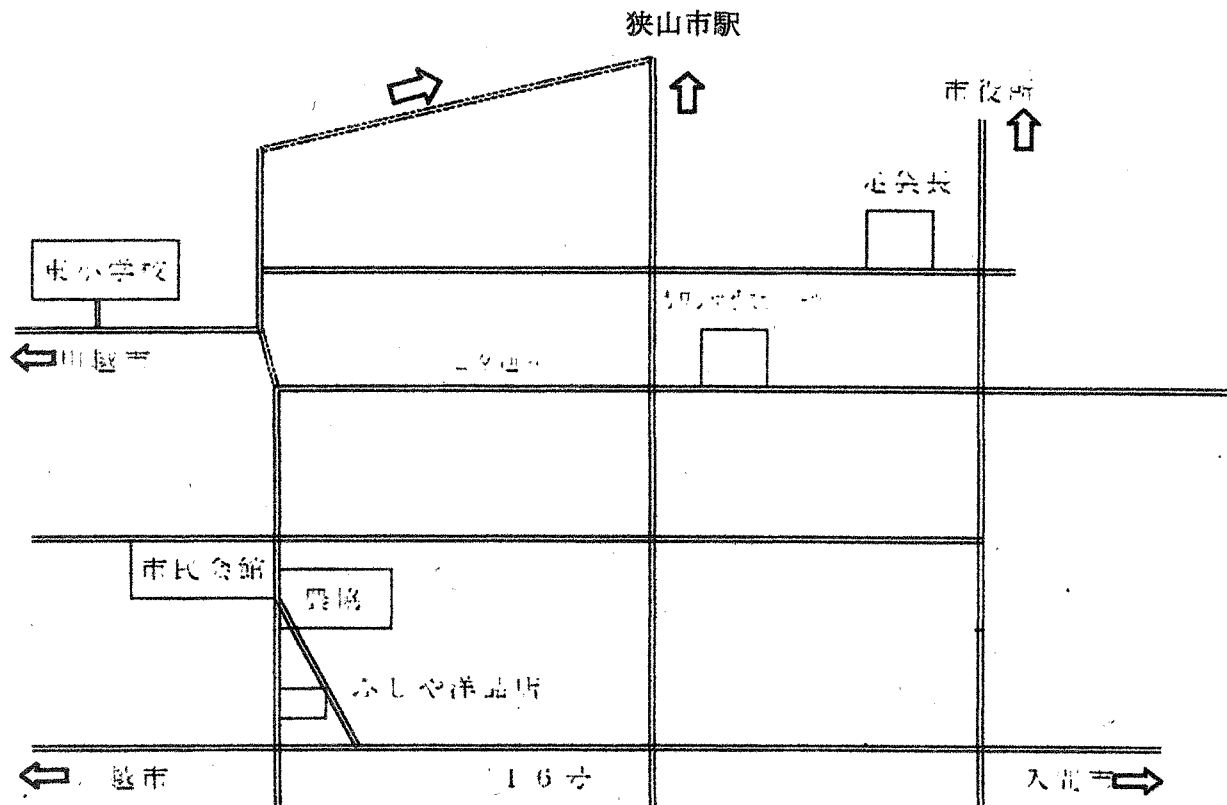
※年間を通して、学用品その他身の回りの物すべてに記名してください。

（特に衣服、消しゴム、ハンカチなど）→ [例：1の1 やまだ たろう]

○予備のマスク、ハンカチをチャック付きビニール袋に入れ、ランドセルの中に常備しておいてください。

○レジ袋、ティッシュペーパーもランドセルの中に常備しておいてください。

入間川東小学校 運動着 水着取扱店



狭山市洋品商業協同組合

- | | | |
|----------|----------------|----------------|
| ○ ふじや洋品店 | 狭山市入間川 2-32-27 | Tel. 2952-3333 |
| ○ 足袋長 | 狭山市入間川 3-2-18 | Tel. 2952-2232 |

上履き販売

- | | | |
|--------------|---------------|----------------|
| ○ カワシマヤスポーツ店 | 狭山市入間川 3-3-15 | Tel. 2952-2213 |
|--------------|---------------|----------------|

お迎え当番について

新1年生が、子供たちだけで安全に下校できるようになるまでの間、保護者の皆様にお迎え当番をお願いしています。ご多用のところではありますが、下校の見守り及び安全指導をお願いいたします。

1 概要

- (1) 期間 令和7年4月 10日(木) から4月 23日(水) 計10回
- (2) 時間 別紙「1年生お迎え当番表」をご覧ください。
下校時刻が変更になる場合もありますので、4月に出る学年便りもお確かめください。
- (3) 集合場所 校庭 南校舎図工室前の緑のフェンス(地区ごとの表示があります。)
- (4) 解散場所 各下校班で、決めてください。
- (5) 交代 都合が悪くなった場合は、個人で交渉し交代してください。
その場合は、必ず担任に連絡帳でお知らせください。

2 当番表作成について

- (1) 下校班カード作成(学校用・保護者用)
 - ・家が近所の人で4, 5人の班を編成してください。(基本的には、同じ地区、同じ門)
 - ・地区や門については、「フェルトリボンカラー一覧表」をご覧ください。
 - ・班番号は、各地区の遠い班から1班2班…としてください。
 - ・近所に住む人が少ない場合、**峰・旭(東門)** **菅1・田中(正門)**など、地区を混合させます。
- (2) お迎え当番表作成(学校用・保護者用)
 - ・下校班毎に、責任者を決めてお迎え当番の分担を決めてください。
 - ・下校班の人数の関係で当番回数に差がありますが、ご了承ください。
 - ・転出入等で人員増減が出た場合、学校から連絡をさせていただくこともあります。
- (3) フェルトリボン受け取り
 - ・地区表示のフェルトを受け取り、通学帽子に縫いつけてください。

3 学童保育に通う予定の方へ

- ・学童へ通う場合も下校班に入ります。学童の方も、できるだけお迎え当番にご協力ください。
- ・学童が既に決定している場合、各地区とは別の学童用の名簿にも記入してください。
- ・学童の印として、帽子につけるフェルト(赤)と各地区のフェルトの両方を通学帽子に縫いつけてください。

4 その他

- ・下校班カードとお迎え当番表は、本日必ず各自メモをしておいてください。
- ・解散場所から自分の家まで一人で帰ることができるように確認してください。
- ・4月 24日(木)からは子供たちだけでの下校が始まりますが、仲良く安全に帰ることができるように、できるだけ見守ってくださいますよう、よろしくお願いします。
- ・その他、不明な点がありましたら、現在の1年担任へお問い合わせください。

1年生お迎え当番表【保護者用】

() 地区 () 門 () 班

日		1年生の日課・行事等	下校予定時刻	当番者名
4月8日	火	入学式 始業式	12:30頃	
4月9日	水	3時間授業 一斉下校	11:30頃	
4月10日	木	3時間授業	11:50頃	
4月11日	金	3時間授業	11:50頃	
4月12日	土			
4月13日	日			
4月14日	月	3時間授業	11:50頃	
4月15日	火	3時間授業	11:50頃	
4月16日	水	3時間授業	11:50頃	
4月17日	木	3時間授業	11:50頃	
4月18日	金	4時間授業 懇談会(15:10)	11:50頃	
4月19日	土			
4月20日	日			
4月21日	月	4時間授業 給食開始	13:50頃	
4月22日	火	4時間授業	13:50頃	
4月23日	水	4時間授業 お迎え当番最終日	13:50頃	
4月24日	木	4時間授業	13:50頃	
4月25日	金	4時間授業	13:50頃	

*下校時刻に変更がある場合があります。新年度の学年便りもご確認ください。

【保護者用】

下校班カード（名簿）

地区	門	リボンの色	班番号
責任者（保護者）		電話番号	
（児童名）			

NO	組	児童の名前 ※ひらがなで記入	連絡のとれる 電話番号（携帯等）	学童
例		いるまがわ たろう	090-0000-△△△△	○
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

① 地区名、下校門を記入してください。（例：菅一 西門）

② 同地区・下校門の場合は、班番号を記入してください。

③ 学童へ行く場合は、学童欄に○印をつけてください。

備考

令和7年度 下校班 フェルトリボンのカラー 一覧表

地区名	門	フェルトリボンのカラー
すがいち 菅一	西門	緑色
	正門	黄緑色
すかに 菅二	西門	茶色
	正門	水色
すがさん 菅三	東門	群青色
	西門	青色
みね 峰	東門	クリーム色
あさひ 旭	東門	ピンク色
	正門	オレンジ色
たなか 田中	東門	黄色
	正門	白色
ぎおん 祇園	東門	紫色
がくどう 学童	東門	赤色

令和7年2月5日

新入学児童保護者 様

狭山市立入間川東小学校
校 長 井上 健

入学式のご案内

冷たい北風にゆれる木々の芽も心なしか膨らみはじめ、少しずつ春を感じるようになりました。保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のことと、お喜び申し上げます。お子様もいよいよ4月より、本校の児童となります。心からお祝い申し上げます。

さて、令和7年度の入学式を下記のとおり挙行いたしますので、お子様同伴の上、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

- 1 期 日 令和7年 4月 8日 (火)
- 2 式 場 狭山市立入間川東小学校 体育館
- 3 日 程 (1) 受付・入場 10:10～10:35 (体育館前方入り口)
※受付後児童と保護者が並んで着席します。保護者は各家庭2名です。
(2) 入 学 式 10:40～11:15
※入学式後、学級ごとに写真撮影をします。写真撮影が終わった学級から、1年生教室に持ってきていただいた荷物を置き、配布物を受け取りお帰りください。
- 4 持ち物 ○児 童 上履き (くつ箱に入れて帰る)、粘土、粘土工作板、
算数教具、防災頭巾、ランドセル、通学帽 (フェルト付き)
○保護者 保健調査票、上履き
- 5 備 考 ・受付時間を厳守され、遅れないようお願いします。
・通学路を覚えていただくためにも、また、通学路の安全確認のためにも、ぜひお子様とご一緒に歩いてご来校ください。
・インフルエンザ等感染症拡大の状況等によって、急な変更を行う場合があります。その場合は、さやまっ子緊急メールでお知らせいたします。
・入学届の提出は不要です。

令和 7 年 2 月 吉日

令和 7 年度 新入学児童生徒保護者 様

狭山市教育委員会

緊急時メール配信システム「さやまっ子緊急メール」について（案内）

春寒の候、保護者の皆様におかれましては御健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。
また、お子様の御入学、誠におめでとうございます。

さて、本市では平成 25 年度より、緊急時における学校から保護者の皆様の携帯電話等への一斉メール配信システム「さやまっ子緊急メール」を導入しております。震度 5 弱以上の地震を観測した場合、登録している保護者様にメールを自動で配信し、児童・生徒、保護者様の安否確認や引き取り確認等を行うことができるシステムです。また、学校からは、台風や大雪により始業時間を遅らせる場合や、不審者に関する情報をお伝えする場合など、必要に応じて情報を配信することができます。

つきましては、「さやまっ子緊急メール」の加入登録について、保護者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。学校を通してお配りした「登録案内」及び「利用手順書」を参考に登録をお願いいたします。

なお、登録の際は、3 月 31 日までは「4 月入学予定」を選択し、登録してください。4 月 1 日以降に登録の場合は、「1 年生」を選択し、登録となります。

【参考】狭山市役所ホームページで本システムを紹介しています。御覧ください。

トップページ

> 子育て・教育

> 子育てサイト HomeCiao

> 緊急

> いざというときにつながる安心「さやまっ子緊急メール」を配信

<https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/homeciao/kinkyu/sayamatukomail.html>

お問い合わせ

狭山市立教育センター

月～金 9：00～17：00

04-2956-2299

狭山市役所 こども支援課 からのお知らせ

保護者の皆さんの中には、子育てについて戸惑ったり、不安になったり、子どもが言うことを聞いてくれなくてイライラしたりすることがあると思います。また、普段の生活や人間関係からストレスが生じ、イライラと重なることもあります。このような不安やストレスのはけ口が子どもに向けられることはありませんか。これがエスカレートすると虐待につながってしまうこともあります。また、「しつけ」のつもり、子どものためと思っても、行き過ぎると虐待につながってしまいます。そうなる前に、不安や心配な気持ちを話してみませんか。

■児童虐待とは…



身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に締め込める など

心理的虐待 言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

ネグレクト 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

※ネグレクトは、必要な受診をさせない場合も含まれます(歯科受診など)

狭山市では、虫歯が5本以上あり、治療されている状況が確認出来ない場合、家庭にご連絡する場合があります

■少しでも虐待の可能性を感じたら、迷わずご連絡ください

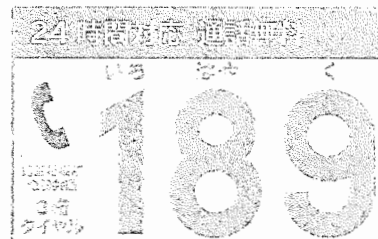
子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



- 子どもがこんなサインを出しているかもしれません
- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
 - 不自然な傷や打撲のあとがある
 - 衣類やからだがいいつも汚れている
 - 落ち着きがなく乱暴である
 - 表情が乏しい、活気がない
 - 夜遅くまで一人で家の外にいる

- 保護者がこんなサインを出しているかもしれません
- 地域などと交流が少なく孤立している
 - 小さい子どもを家に置いたまま外出している
 - 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
 - 子どものけがについて不自然な説明をする

発見



その他の連絡先

国狭山市こども支援課 04-2941-4047 (直通)
国所沢児童相談所 04-2992-4152 (代表)

緊急を要する場合 24時間いつでも連絡が保たれています

警察 110番

■子どもに携わる機関(学校や保育所等)には、「通報義務」があります

子どもに携わる機関で、児童虐待が疑われる状況を発見した場合、保護者の同意なく「児童相談所」や「こども支援課」に通報することになっております。その際には、子どもから話を聞いたり、家庭訪問等で保護者に話を聞くこともあります。

■子どものこと、相談してみませんか？

こんな相談できます

子育て／発達／不登校／こころの病気
お金のこと／DV／性のこと…等

電話相談

■狭山市役所2階 家庭児童相談室
04-2935-4393 (直通)

その他の相談

■家庭訪問 ■市役所での面談

※まずは、上記にご連絡ください

オンライン相談受付



